

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.34 宝くじが当たったら？

新年、明けましておめでとうございます。



2016 年がはじまりましたね。楽しいお正月を過ごされましたか？
今年は、気合い入れてがんばろうと思っています。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

昨年の年末ジャンボ、買われましたか？ 1 等、前後賞を合わせると、何と 10 億円！！
もし当たったらと思うと、夢が膨らみますね。今回は、宝くじが当たったときの税金についてみていきましょう。

非課税



□ ト
toto
(サッカーくじ)

所得税・住民税



競馬



競輪



競艇

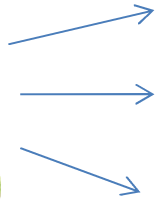
宝くじの当選金は非課税

ご存知の方も多いと思いますが、10 億円の当選金には税金はかかりません。所得税、住民税ともゼロです。「当せん金付証票法」という法律で定められているのですが、宝くじの売り上げの約 40%は、運営母体の地方自治体に入ることになっていて、実質、納税とみなされているからだそうです。一方で、競馬、競輪などで当たった金額は一時所得とされ、他の給与所得などと合算して、所得税、住民税が課税されます。(50 万円以上の利益で申告の必要あり)ただ、わざわざ申告している人がいるのかはわかりませんが・・・

当選金をあげたら贈与税

お父さんが買った宝くじが当たったとしましょう。お父さんは、自分の口座に振り込まれた 10 億円のうち、2 億円を妻の口座に、1 億円ずつを子ども 2 人の口座に振り込みました。妻と子どもは喜だのもつかの間。とんでもない金額の贈与税がかかることがわかったのです。

父 10 億円



妻 2 億円

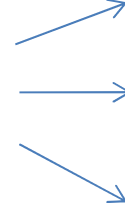


子 1 億円



子 1 億円

贈与税



1 億円以上



5 千万円近い



5 千万円近い



これが税務署に知られるとショックですよ。自分の口座から、高額な資金がだれかの口座に振り込まれたのが税務署にわかると、贈与税の対象になるかどうか調べられます。日常の取り引きを税務署が知ることはまずないと思いますが、例えば、保険会社は、支払額が 100 万円を超えるものについては支払調書を作成し、税務署に送らなければなりません。多額の保険金をもらい、その一部を家族の口座などに移すと調査の対象になりえますので、十分気をつけてください。

宝くじを共同購入

友人等と共同購入した宝くじ。この場合、注意しなければならないことがあります。代表者 1 人が当選金を受け取りに行き、その後、友人に分ける場合、上記のように贈与とみなされる可能性があります。そうならいために、当選金の受け取りは、購入者全員で金融機関に行くようにします。(行けない場合は委任状を用意する) また、高額なお金が振り込まれると税務署から問い合わせがあるかもしれないので「当選証明書」をもらっておくとよいそうです。

当たったらどんなだったか教えてと言いたいところですが、きっと、当たってもだれにも言いませんよね (笑)

Pick Up 1

年金運用の GPIF が、2015. 7~9 月期に被った損失は、7.8 兆円 (実際には 10 兆円とも)。チャイナショックが原因とされていますが、厚生労働省は、今後は、ジャンク債にも投資していくことを決めたそうです。ジャンク債とは、投資不適格とされるダブル B 以下の債権のことです。国民の大事な老後のためのお金を、ジャンク債に投資するとは、到底納得できないことではないでしょうか? それでも、ほとんどのマスコミは報じない。

相続、遺言、離婚、成年後見、内容証明、契約書全般、不動産 (業務提携) など

◆行政書士 10 年 主婦 20 年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204